

【別紙】

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 兵庫県西宮市神楽町11番25号 STATION BUILDING 4F
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成30年4月5日
- (4) 設立登記年月日 平成30年4月9日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	沖田 亮介	管理者
理事	沖田 令子	
同	小山内 愷	
同		
監事	九鬼 崇昌	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科	2830908097	西宮市	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年11月23日 令和3年度決算の決定

令和5年4月1日 定款変更

令和5年8月28日 令和5年度事業計画及び収支予算の決定

様式11-2

法人名 医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科
 所在地 西宮市神楽町11番25号 STATIONBUILDING 4F

※医療法人整理番号 02/30

財 産 目 録
 (令和 5年 9月30日現在)

1. 資 産 額	203,804 千円
2. 負 債 額	160,532 千円
3. 純 資 産 額	43,272 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	139,667
B 固 定 資 産	64,137
C 資 産 合 計 (A+B)	203,804
D 負 債 合 計	160,532
E 純 資 産 (C-D)	43,272

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科
 所在地 西宮市神楽町11番25号 STATIONBUILDING 4F

※医療法人整理番号 02/130

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	139,667	I 流動負債	18,709
II 固定資産	64,137	II 固定負債	141,823
1 有形固定資産	39,331	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	1,506	負債合計	160,532
3 その他の資産	23,300	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 基金	10,000
		II 積立金	
		(うち代替基金)	
		繰越利益剰余金	33,272
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	43,272
資産合計	203,804	負債・純資産合計	203,804

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科
所在地 西宮市神楽町11番25号 STATIONBUILDING 4F

※医療法人整理番号 02130

損 益 計 算 書
(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	279,347
2 事業費用	274,282
本来業務事業利益	5,065
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	
事業利益	
II 事業外収益	11,759
III 事業外費用	1,207
経常利益	15,617
IV 特別利益	461
V 特別損失	837
税引前当期純利益	15,241
法人税等	2,733
当期純利益	12,508

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科
所在地 西宮市神楽町11番25号 STATIONBUILDING 4F

※医療法人整理番号 02130

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容 内容	関係事業者との関係	取引の内容 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の内容 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
 近親者である場合には続柄を記載する。
 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

様式6

監事監査報告書

医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科
理事長 沖田 亮介 様

私（注1）は、医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科の令和4会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月19日

医療法人社団さくら夙川駅前おきた歯科・矯正歯科
監事 九鬼 崇昌

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。